

## マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)ホームページ バナー広告掲載基準

### 1. 広告主の資格および使用する企業名

- (1) バナー広告の申込者(以下、「広告主」といいます。)は、申込時点で JACTIM 会員でなければなりません。
- (2) バナー広告に表示する企業名(個人会員の場合は、所属企業名。以下、本項にて同様とします。)は、広告主が JACTIM に会員として登録している企業名とし、広告主は、当該企業名に代えて自己の商標およびロゴ等を使用することができます。

### 2. バナー広告掲載手続および契約の成立

- (1) JACTIM は、広告主からのバナー広告掲載の申し込みがあった場合、広報委員会にて、その申込書内容、リンク先内容、バナー広告内容等を本「バナー広告掲載基準」に照らして審査し、掲載可能であれば、広告主に「お申込確認書／広告掲載料請求書」を送付するものとします。
- (2) 前項に定める「お申込確認書／広告掲載料請求書」が広告主に到達し、支払いの確認ができた時をもって、バナー広告掲載契約が成立したものとみなします。

### 3. バナー広告の責任の所在

バナー広告は、広告主がその責任において行うものであり、理由を問わず、掲載されたバナー広告についての一切の責任は広告主にあり、JACTIM は一切その責任を負いません。広告主の申込に基づいてバナー広告を掲載した結果、JACTIM が損害を受けた場合には、広告主は JACTIM に対してその損害の一切を負担します。

### 4. バナー広告の掲載権および掲載場所

- (1) JACTIM は、申し込まれた全てのバナー広告について、当該バナー広告の掲載前および掲載後を問わず、ならびに広告主に対する事前および事後の承諾を得ることなく、その掲載内容を修正し、またはその掲載を終了させる権利を有し、その修正および不掲載の理由を広告主に対して明示する義務を負いません。
- (2) バナー広告の掲載場所は、JACTIM がバナー広告募集時点で予め指定した場所に限りません。

### 5. バナー広告の掲載不可事項

次の各項のいずれかに該当するものは掲載できません。

- (1) 関係諸法規に違反、または違反するおそれがあるもの。
- (2) 責任の所在が不明確なもの。
- (3) 内容が不明確なもの。
- (4) 虚偽、または表現が誇大または不正確で誤認されるおそれがあるもの。
- (5) 他人の名義や写真を無断で使用したもの。
- (6) 投機、射幸心を著しく煽る表現のもの。
- (7) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
- (8) 非科学的、または迷信に類するもので、閲覧者を迷わせたり不安を与えるおそれがあるもの。
- (9) 差別、名誉毀損、プライバシーの侵害など人権を侵害するおそれがあるもの。
- (10) セクシャルハラスメントとなるおそれがあるもの。
- (11) 信用毀損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
- (12) 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
  - ①暴力、賭博、麻薬、性犯罪、売春、買春、などの行為を肯定、美化したもの。
  - ②醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるもの。
  - ③性に関する表現が露骨、わいせつまたは挑発的なもの。
  - ④その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
- (13) JACTIM に関係のあるバナー広告
  - ①JACTIM を中傷、あるいは否定するもの。ただし、JACTIM が妥当と判断した場合はこの限りではありません。
  - ②JACTIM の社会的評価を低下させるとされるもの。
  - ③JACTIM が広告主を支持、またはその商品やサービス、意見などを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- (14) バナー広告表示内容とリンク先の内容が異なるもの。
- (15) その他、JACTIM が妥当ではないと判断したもの。

## 6. バナー広告掲載内容の変更

- (1) 広告主がバナー広告内容を変更したい場合は、速やかに JACTIM 事務局に申し出ることとし、広報委員会にて変更内容を確認、問題ない場合は掲載変更を行うこととします。
- (2) JACTIM の許可無くバナー広告内容を変更した場合、JACTIM は広告主の事前および事後の承諾を得ることなく、いつでも当該バナー広告の掲載を一時休止または終了させることができるものとします。この場合、休止期間または残存契約期間に相当する広告掲載料は返却しません。

## 7. 免責

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など、JACTIM の責任に帰すべき事由以外の原因により、JACTIM がバナー広告掲載基準に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、JACTIM はその一切の責任を問われないものとします。
- (2) バナー広告掲載初日およびバナー広告内容の変更初日はバナー広告掲載調整日とし、当該調整日におけるバナー広告の不具合について、JACTIM は免責されるものとします。
- (3) バナー広告掲載中に当該バナー広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、JACTIM は当該バナー広告の掲載を一時休止することができるものとし、この場合、JACTIM はバナー広告不掲載の責任を一切問われないものとします。
- (4) バナー広告掲載契約に関連し、JACTIM が広告主に対し損害賠償を支払うことになった場合、バナー広告主に対する損害賠償額は、その根拠となった理由の如何を問わず、JACTIM が広告主より受領したバナー広告掲載契約に基づくバナー広告掲載料を上限とします。

## 8. バナー広告掲載契約の解除

- (1) 広告主の自己都合によりバナー広告契約期間の途中でバナー広告の掲載を一時休止または終了する場合、当該一時休止期間中または残存契約期間に相当するバナー広告掲載料については、これを返却しません。
- (2) 広告主がバナー広告契約期間の途中で JACTIM を退会した場合、退会日をもってバナー広告の掲載を終了し、退会後の残存契約期間に相当するバナー広告掲載料については、これを返却しません。
- (3) JACTIM は、バナー広告の掲載後、その内容が「5. バナー広告の掲載不可事項」に該当すると判断した場合、広告主の事前の了解を得ることなく、いつでも当該バナー広告の掲載を一時休止または終了させることができるものとします。この場合、一時休止期間または残存契約期間に相当するバナー広告掲載料は返却しません。

## 9. その他

- (1) 上記の規定に関わらず、バナー広告の取扱いに関する一切の権限は JACTIM が有します。
- (2) JACTIM は、予告なしに、本バナー広告掲載基準を変更することがあります。

制定:

2011年9月7日

改定:

2019年5月13日